

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
水戸市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	策定の趣旨	1
2	本市の現況と今後の方針	1
3	効率的かつ安定的な農業経営の目標	1
4	新たに農業を営もうとする青年等の目標	2
5	施策の方向	2
6	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第2の2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	18
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	20
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	21
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	22
2	利用権設定等促進事業（旧法第4条及び第18条）に関する事項	22
3	農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項	29
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	29
5	市農業公社及び農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進 その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	32
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	33
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	33
第5	その他	34
別紙1	第4の2（1）⑥関係	35
別紙2	第4の2（2）関係	36

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 策定の趣旨

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）は、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第6条の規定に基づき策定するものである。

基本構想については、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第2条の規定により、概ね5年ごとに、その後の10年につき定めることとされており、本市においては平成6年の基本構想の策定を始めとして、平成12年、平成18年、平成22年、平成24年、平成26年、平成28年及び令和3年に見直しを行ってきたところである。

本基本構想は、令和5年5月に茨城県において、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更されたことを踏まえ、令和5年に一部変更するものである。

2 本市の現況と今後の方針

本市は、都市型農業と平地農業の特徴を併せ持っており、農業生産に適した気象・土壌条件の下、那珂川や涸沼川流域、内原地区等での稲作や野菜、市街地周辺の台地部での畑作、北西山間部での観光果樹など、水稻、野菜、畜産をバランス良く保ちながら、それぞれ特色のある農畜産物の生産を展開してきた。

しかし、現在の本市農業は、農業従事者の高齢化と減少をはじめ、経営規模が小さく所得が低いこと、農村環境と農村集落が変貌し農業生産及び生活共同体としての機能の低下が懸念されること、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。さらには、少子高齢化に伴う国内市場の縮小、TPP協定などによる貿易自由化の進展により、今後、一層厳しい環境におかれることが予想される。

そのため、本市では、農業従事者の確保や経営の効率化・規模拡大と所得向上、農村環境の保全等を推進し、本市農業の持続的発展に取り組みます。

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市農業の持続的発展のためには、農業が魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現のための施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

具体的な経営の目標は、本市における優良な経営の事例を踏まえつつ、地域における他産業従事者並の生涯所得を確保できる年間労働時間及び年間農業所得の目標を次のとおりとし、これらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目標とする。

年間労働時間	2,000時間程度（主たる農業従事者1人当たり）
年間農業所得	550万円程度（主たる農業従事者1人当たり）

4 新たに農業を営もうとする青年等の目標

本市の令和4年の新規就農者は10名であり、近年横ばい傾向にあるが、本市農業の振興を図るうえで、その確保・育成はより一層重要な課題である。

本市は、年間10名程度の新規就農者の確保を目標としており、若く夢を持った青年等を一人でも多く確保するため、就農から定着までのきめ細やかな支援を一層進めることとする。

なお、就農促進の支援対象については、近代的な農業経営の確立を図るために活用できる知識と技能を有する青年はもとより、農業に漠然とした憧れを持つ青年や農業法人等への雇用就農を目指すものも含め、幅広くとらえるものとする。

また、新たに農業を営もうとする青年等が経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、次のとおりとする。

年間労働時間	2,000時間程度（主たる農業従事者1人当たり）
年間農業所得	250万円程度（主たる農業従事者1人当たり）

5 施策の方向

（1）農業従事者等の確保に向けた取組の推進

農業従事者の減少や高齢化に対応するため、認定農業者や認定新規就農者をはじめとする地域農業の中心的な担い手に加え、家族経営、集落営農、法人経営、法人化した経営体の雇用など、多様な形態の従事者の積極的な確保・育成を図る。

また、今後、地域で中心となる経営体については「地域計画」に明確に位置づける。

（2）経営の効率化、規模拡大に向けた取組の推進

農地中間管理事業を柱とした農地の流動化促進等により生産の基盤である優良農地を確保するとともに、規模拡大に必要な基盤整備等を推進する。また、生産の効率化に不可欠な農業生産施設や機械等の整備を支援する。

（3）所得の向上、経営の安定に向けた取組の推進

農業の6次産業化の取組や農畜産物のブランド化を推進するとともに、経営の安定化のため、農畜産物の価格安定制度や農業共済制度などへの加入を推進する。

（4）良質な農畜産物の生産の促進

良質な農畜産物を安定して生産するため、高い生産技術と安定した生産体制を維持する産地の育成、安全・安心な農産物を生産する環境保全型農業、産業としての競争力強化に繋がるICT等の先進技術の利活用を推進する。

(5) 農畜産物の消費拡大に向けた取組の推進

農畜産物の消費拡大を図るため、ブランド化や潜在性の高い市内需要に向けた地産地消の推進を図るとともに、農畜産物の安全と信頼確保に向けた取り組みを推進する。

(6) 農村地域における生活環境の向上

農村地域における生活環境の向上のため、老朽化した農業集落排水処理施設の機能強化を図るほか、農村景観・自然環境の保全のための共同作業、食文化の継承や都市住民との交流などの主体となる農村コミュニティ活動を推進する。

(7) 都市と農村の交流促進

都市と農村の交流を促進するため、交流拠点におけるイベントの開催などにより、交流人口の増加を図るとともに、農業への理解を深めることに繋がる食育を推進する。

6 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び面的集積についての目標は、概ね次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営が、地域における農用地（耕地面積）の利用に占める集積面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める集積面積のシェア	52%
-------------------------------------	-----

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業を柱に、利用権設定等促進事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

○その他農用地の効率的かつ総合的な利用についての目標

地域計画の実現に向けて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、関係機関が一体となって担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営

- 1 普通作（水稻＋飼料用米＋作業受託）
- 2 露地野菜（キャベツ＋ハクサイ＋夏ネギ＋トウモロコシ＋水稻）
- 3 露地野菜（ナス＋ニンジン＋ニラ＋水稻）
- 4 露地野菜（食用カンショ＋加工用カンショ＋水稻）
- 5 露地野菜（ゴボウ＋ナガイモ＋夏ネギ＋水稻）
- 6 施設野菜（キュウリ＋水稻）
- 7 施設野菜（イチゴ＋水稻）
- 8 施設花き（ガーベラ）
- 9 果樹（ナシ＋リンゴ）
- 10 畜産（養豚＋水稻）
- 11 畜産（酪農＋水稻）
- 12 畜産（肥育牛＋水稻）

集落営農組織

- 1 普通作（水稻＋飼料用稲＋麦＋大豆＋作業受託）

個別経営

農業経営の指標 1 (普通作)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
普通作	<p>[経営面積] 水田 1,500 a</p> <p>[作付面積] 水稻 900a 飼料用米 600a 作業受託 500 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 1 人 補助労働力 1 人</p>	<p>[資本設備] トラクタ(32ps, 50ps) 各 1 台</p> <p>ロータリ 2 台 水田ハロー 1 台 施肥田植機(6 条) 1 台 自脱型コンバイン (4 条) 1 台</p> <p>乾燥調製施設 一式 軽トラック 1 台</p> <p>[その他] ・連担団地化された水田 ・土づくりの奨励</p>	<p>・パソコンの 活用による 経営管理</p> <p>・青色申告の 実施</p>	<p>・休日制の 導入</p>

個別経営

農業経営の指標 2 (露地野菜・・・葉菜類)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	<p>[経営面積]</p> <p>水田 150 a</p> <p>畑 450 a</p> <p>[作付面積]</p> <p>キャベツ 150 a</p> <p>ハクサイ 150 a</p> <p>夏ネギ 100 a</p> <p>トウモロコシ 50 a</p> <p>水稲 100 a</p> <p>[労働力]</p> <p>基幹労働力 1 人</p> <p>補助労働力 1 人</p>	<p>[資本設備]</p> <p>トラクタ(40ps) 1 台</p> <p>オートカルチ(3ps) 1 台</p> <p>ロータリ 1 台</p> <p>水田ハロー 1 台</p> <p>プラウ 1 台</p> <p>ライムソフ 1 台</p> <p>田植機(4 条) 1 台</p> <p>動力噴霧機 1 台</p> <p>自脱型コンバイン (3 条) 1 台</p> <p>ネギ皮むき機 1 台</p> <p>野菜定植機 1 台</p> <p>ネギ全自動定植機 1 台</p> <p>軽トラック 1 台</p> <p>トラック(2 t) 1 台</p> <p>[その他]</p> <p>・乾燥調製は地域施設を利用</p> <p>・土づくりによる連作障害の軽減</p>	<p>・パソコンの活用による経営管理</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・農繁期臨時雇用の確保</p>

個別経営

農業経営の指標3（露地野菜・・・果菜類＋水稻）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
露地野菜	<p>[経営面積]</p> <p>水田 300 a</p> <p>畑 140 a</p> <p>[作付面積]</p> <p>ナス 30 a</p> <p>ニンジン 80 a</p> <p>ニラ 30 a</p> <p>水稻 200 a</p> <p>[労働力]</p> <p>基幹労働力 1 人</p> <p>補助労働力 1 人</p>	<p>[資本設備]</p> <p>乾燥調製施設 1 式</p> <p>トラクタ(40ps) 1 台</p> <p>オートカルチ(3ps) 1 台</p> <p>ロータリ 1 台</p> <p>水田ハロー 1 台</p> <p>ライムソワ 1 台</p> <p>田植機(4 条) 1 台</p> <p>動力噴霧機 1 台</p> <p>自脱型コンバイン(3 条) 1 台</p> <p>土壤消毒機 1 台</p> <p>人参洗浄機 1 台</p> <p>軽トラック 1 台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保

個別経営

農業経営の指標 4 (露地野菜・・・根菜類+加工+水稻)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
露地野菜	<p>[経営面積]</p> <p>水田 450 a</p> <p>畑 400 a</p> <p>[作付面積]</p> <p>食用カンショ 150 a</p> <p>加工用カンショ 250a</p> <p>水稻 300 a</p> <p>[労働力]</p> <p>基幹労働力 1 人</p> <p>補助労働力 2 人</p>	<p>[資本設備]</p> <p>キュアリング施設 1 式</p> <p>乾燥調製施設 1 式</p> <p>トラクタ(32ps, 40ps) 各 1 台</p> <p>ロータリ 1 台</p> <p>水田ハロー 1 台</p> <p>ライムソワ 1 台</p> <p>田植機(6 条) 1 台</p> <p>動力噴霧機 1 台</p> <p>自脱型コンバイン(3 条) 1 台</p> <p>つる刈り機(1 条) 1 台</p> <p>甘藷掘取機 1 台</p> <p>洗浄機 1 台</p> <p>ボイラー 1 式</p> <p>挿苗定植機 1 台</p> <p>フォークリフト 1 台</p> <p>軽トラック 1 台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保

個別経営

農業経営の指標5（露地野菜・・・根菜類）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
露地野菜	<p>[経営面積]</p> <p>水田 150 a</p> <p>畑 250 a</p> <p>[作付面積]</p> <p>ゴボウ 100 a</p> <p>ナガイモ 50 a</p> <p>夏ネギ 100 a</p> <p>水稲 100 a</p> <p>[労働力]</p> <p>基幹労働力 1 人</p> <p>補助労働力 2 人</p>	<p>[資本設備]</p> <p>トラクタ(40ps) 1 台</p> <p>オートカルチ(3ps) 1 台</p> <p>ロータリ 1 台</p> <p>水田ハロー 1 台</p> <p>プラウ 1 台</p> <p>ライムソフ 1 台</p> <p>田植機(4 条) 1 台</p> <p>動力噴霧機 1 台</p> <p>自脱型コンバイン(3 条) 1 台</p> <p>トレンチャー(12ps) 1 台</p> <p>低温貯蔵庫(8 坪) 1 式</p> <p>ネギ皮むき機 1 台</p> <p>ネギ全自動定植機 1 台</p> <p>[その他]</p> <p>・乾燥調製は地域施設を 利用</p>	<p>・パソコンの 活用による 経営管理</p> <p>・青色申告の 実施</p>	<p>・休日制の 導入</p> <p>・農繁期臨時 雇用の確保</p>

個別経営

農業経営の指標6（施設野菜・・・キュウリ+水稻）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
施設野菜	<p>[経営面積]</p> <p>水田 450 a</p> <p>畑 25 a</p> <p>[作付面積]</p> <p>キュウリ (半促成) 25 a (抑制) 25 a</p> <p>水稻 300 a</p> <p>[労働力]</p> <p>基幹労働力1人</p> <p>補助労働力1人</p>	<p>[資本設備]</p> <p>温室 25 a</p> <p>暖房施設 1式</p> <p>乾燥調製施設 1式</p> <p>トラクタ(40ps) 1台</p> <p>オートカルチ(3ps) 1台</p> <p>ロータリ 1台</p> <p>水田ハロー 1台</p> <p>ライムソフ 1台</p> <p>田植機(4条) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>自脱型コンバイン(3条) 1台</p> <p>うねたて機 1台</p> <p>軽トラック 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・常時雇用の確保

個別経営

農業経営の指標 7 (施設野菜・・・イチゴ)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
施設野菜	<p>[経営面積] 畑 200 a</p> <p>[作付面積] イチゴ 30 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 2 人 補助労働力 3 人</p>	<p>[資本設備] パイプハウス 40 a</p> <p>イチゴ育苗用夜冷施設 1 式</p> <p>予冷庫 1 式</p> <p>トラクタ(18ps) 1 台</p> <p>[その他] ・イチゴは夜冷育苗法導 入による超促成栽培</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの活用による経営管理(複式簿記) ・青色申告の実施 ・作型を組み合わせ長期生産出荷を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保

個別経営

農業経営の指標 8 (施設花き)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
施設花き	<p>[経営面積] 畑 30 a</p> <p>[作付面積] ガーベラ 30 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 1 人 補助労働力 2 人</p>	<p>[資本設備]</p> <p>温室 30 a</p> <p>冷蔵庫 1 式</p> <p>倉庫 1 式</p> <p>暖房機 4 台</p> <p>自動かん水施設 1 式</p> <p>トラクタ(25ps) 1 台</p> <p>ロータリ 1 台</p> <p>軽トラック 1 台</p> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガーベラは周年栽培 ・乾燥調製は地域施設を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 ・需要の動向を分析しニーズの高い品種の導入を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・常時雇用の確保

個別経営

農業経営の指標 9 (果樹)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
果樹	<p>[経営面積] 果樹園 200 a</p> <p>[作付面積] ナシ 100 a リンゴ 100 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 1 人 補助労働力 2 人</p>	<p>[資本設備] 果樹だな 1 式 多目的防災網 1 式</p> <p>スピードスプレーヤ 1 台 動力草刈機 1 台</p> <p>トラクタ(30ps) 1 台 軽トラック 1 台</p> <p>[その他] ・土づくりの励行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保

個別経営

農業経営の指標 10 (畜産・・・養豚)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
畜産	<p>[経営面積] 水田 180 a</p> <p>[飼育規模] 肥育豚 1200 頭 種雄豚 5 頭 種雌豚 60 頭 水稲 120 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 1 人 補助労働力 1 人</p>	<p>[資本設備] 豚舎 2,880 m² 堆肥舎 960 m² ショベルローダー 1 台 ダンプカー(2 t) 1 台 トラック(2 t) 1 台 トラクタ(18ps) 1 台</p> <p>[その他] ・養豚一貫経営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの活用 個体管理 経営管理 ・青色申告の実施 ・水稲作は部分委託(稲ワラ確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

個別経営

農業経営の指標 11 (畜産・・・酪農)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
畜産	<p>[経営面積]</p> <p>水田 150 a</p> <p>飼料畑 500 a</p> <p>[飼育規模]</p> <p>乳牛 (経産牛)40 頭 (育成牛)30 頭</p> <p>水稲 100 a</p> <p>[労働力]</p> <p>基幹労働力 1 人</p> <p>補助労働力 2 人</p>	<p>[資本設備]</p> <p>牛舎 500 m²</p> <p>パイプラインミルクカー 1 台</p> <p>バルククーラー 1 台</p> <p>バンクリーナー 1 台</p> <p>ダンプカー(2 t) 1 台</p> <p>トラクタ(40ps) 1 台</p> <p>モーターコンディショナー 1 台</p> <p>バキュームカー 1 台</p> <p>マニユアスプレッダ 1 台</p> <p>コーンハーベスタ 1 台</p> <p>ロータリ 1 台</p> <p>動力噴霧機 1 台</p> <p>播種機 1 台</p> <p>ショベルローダー 1 台</p> <p>[その他]</p> <p>・牛ふん堆肥処理施設 は共同利用</p>	<p>・パソコンの 活用 個体管理 経営管理</p> <p>・青色申告の 実施</p> <p>・水稲作は全 面委託(稲 ワラ確保)</p>	<p>・休日制の 導入</p> <p>・ヘルパー制 度の活用</p>

個別経営

農業経営の指標 12 (畜産・・・肥育牛)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
畜産	<p>[経営面積] 水田 150 a</p> <p>[飼育規模] 肥育牛 (成牛) 60 頭 (育成牛) 70 頭</p> <p>水稲 100 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 1 人 補助労働力 1 人</p>	<p>[資本設備] 牛舎 1,500 m² 牛衡機 1 台</p> <p>ダンプカー(2 t) 1 台 トラクタ(25ps) 1 台</p> <p>バキュームカー 1 台 ショベルローダー 1 台</p> <p>[その他] ・牛ふん堆肥化处理施設 は共同利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの活用 個体管理 経営管理 ・青色申告の実施 ・水稲作は全面委託(稲ワラ確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

集落営農経営

農業経営の指標 1 (普通作)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
普通作	<p>[経営面積] 水田 4,500 a</p> <p>[作付面積] 水稲 2,500 a</p> <p>飼料用稲 500a</p> <p>麦 500 a</p> <p>大豆 1,000a</p> <p>作業受託 1,000 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 3人</p> <p>補助労働力 3人</p>	<p>[資本設備]</p> <p>トラクタ(35ps, 50ps, 60ps) 各1台</p> <p>乗用型管理機 1台</p> <p>ロータリ 2台</p> <p>水田ハロー 2台</p> <p>ライムソワ 1台</p> <p>ロータリーシーダー 1台</p> <p>ロータリーカルチ 1台</p> <p>マニュアルスプレッダ 1台</p> <p>施肥田植機(8条) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>自脱型コンバイン(4条) 2台</p> <p>普通型コンバイン(2m) 1台</p> <p>軽トラック 1台</p> <p>ダンプカー(2t) 1台</p> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用コンバインはリース ・乾燥調製は地域施設を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の4に示したような目標を可能とする，新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として，本市における新規就農の事例を踏まえつつ，主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営

- 1 普通作（水稻＋秋冬ネギ＋トウモロコシ＋アスパラガス＋作業受託）
- 2 露地野菜（秋冬ネギ）＋施設野菜（ネギ）
- 3 露地野菜（ナス＋キャベツ＋ニンジン）
- 4 施設野菜（アスパラガス＋秋冬ネギ）
- 5 施設野菜（イチゴ）

個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 普通作	<作付面積等> 水稻=500a 秋冬雑穀=10a トウモロコシ=20a アスパラガス=7a 作業受託=300a <経営面積> 水田=800a 畑=37a	<資本装備> ・トラクター 1台 ・コンバイン 1台 ・乾燥機 2台 ・動力噴霧器 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸・畑作業の軽作業について、パート雇用従事者を確保
2 露地野菜 施設野菜	<作付け面積等> ネギ(露地)=80a ネギ(施設)=10a <経営面積> 畑=90a	<資本装備> パイプハウス 4棟 トラクター 1台 土あげ機 1台 皮むき機 1式 動力噴霧器 1台 管理作業機 1台 軽トラック 1台 <経営の特徴> 秋冬ネギとハウスネギを組み合わせた複合経営		
3 露地野菜	<作付け面積等> ナス=20a キャベツ=20a ニンジンは150a <経営面積> 畑=190a	<資本装備> トラクター 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 ニジン洗い機 1台 播種機 1台		
4 施設野菜	<作付け面積等> アスパラガス=20a 秋冬雑穀(露地)=40a <経営面積> 畑=60a	<資本装備> パイプハウス 20a ハウスかん水及び排水設備 1式 動力噴霧器 1台 選別機 1台		
5 施設野菜	<作付け面積等> イチゴ=15a <経営面積> 畑=15a	<資本装備> ビニールハウス 15a 井戸 1式 畝立て機 1台 動力噴霧器 1台 ウォーターカーテン 1式		

- 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化・先進化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成について、必要に応じて近隣市町村との連携により取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るような相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農業団体または研修機関等の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の経営等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

(2) 就農希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、生活の立ち上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、必要となるサポートを一貫して行う。

また、新規就農者が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の作成・変更等を通じて、地域農業を担う者として当該者を育成する体制を強化する。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有（推進体制）

本市では、生産活動の主役である農業者を中心に、本市、市農業公社、市農業委員会、農業協同組合、県央農林事務所経営・普及部門等の関係者が一体となって施策に取り組むこととする。

関係機関等の役割

関係機関等	役割
農業者	<ul style="list-style-type: none">・「地域計画」に基づく地域農業の推進・地域営農の担い手の育成・地域の農地・環境保全活動の実践・都市住民との交流
市	<ul style="list-style-type: none">・農業経営基盤強化促進事業等の総合的な実施・関係者、関係機関等の連携と活動支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成・支援 ・新規就農の確保・支援 ・地域における話合いの促進
農業公社	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の集積（農地中間管理機構業務） ・担い手の育成・支援 ・地域における話合いの促進 ・農業経営の支援
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法に基づく農地の適正な利用の推進 ・遊休農地の調査 ・農地情報の収集・提供 ・担い手の育成・支援 ・地域における話合いの促進
農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・営農指導，農業経営の支援 ・地域農業の牽引 ・地域における話合いの促進
県央農林事務所 経営・普及部門	<ul style="list-style-type: none"> ・経営診断，生産方式や経営管理の合理化等の支援 ・新規就農の育成・支援

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、茨城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業（旧法第4条及び第18条）
- ② 農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 那珂川、涸沼川沿岸は現在再ほ場整備が進められている広域で平坦な地域であり、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を活かすため、農地中間管理事業を柱に、農業経営基盤強化促進事業及び農地利用集積円滑化事業等を重点的に推進し、土地利用型大規模経営の育成に努める。また、担い手農業者が連担的な条件の下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 西北部の丘陵地帯については、ほ場整備と住環境の整備を一体的に推進するとともに、豊かな自然を背景に、森林公園を核とした観光農業の推進に努める。

ウ 台地については、開発要因が多く、都市化の進行が著しい地域であるので、施設園芸や高級野菜栽培などの集約型農業経営の育成に努めるとともに、「新鮮」で「安全」な農産物を市民に供給する場として、地域に密着した農業を推進する。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い参画を図るため、協議の場の設置を区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、ほかの農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。参加者については、農業者、本市、市農業委員会、市農業公社、農業協同組合、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を策定し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本市は、計画の策定に当たって、県・市農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業（旧法第 4 条及び第 18 条）に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものであること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業（旧法第4条及び第18条）の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が

利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業又は法第7条第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

（ウ）その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業（旧法第4条及び第18条）の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の育成に資するものとするものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業（旧法第4条及び第18条）の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進めるものとする。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を下に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業（旧法第4条及び第18条）の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組ん

でいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定めるものがこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係。

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎年事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２及び農地法施行規則（昭和２７年農林水産省令第７９号）第６０条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該農地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることとする。

（９）公告

本市は、市農業委員会の決定を受けて農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑤までに掲げる事項を本市の掲示場への掲示により公告する。

（１０）公告の効果

本市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業（旧法第４条及び第１８条）の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業（旧法第４条及び第１８条）の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することが出来るものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにも関わらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 本市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う茨城県農林振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 本市、市農業委員会、市農業公社、農業協同組合は、茨城県農林振興公社が行う中間保有、再配分機能を活かした農地中間管理機構の特例事業を促進するため、同公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。
- (3) 本市が定める「地域計画」の区域において特例事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資することとなるように実施する。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場への掲示により公告するものとする。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農

業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度

がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県央農林事務所経営・普及部門、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(茨城県農林振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
- ③ 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県央農林事務所経営・普及部門、市農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人(茨城県農林振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 市農業公社及び農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 市農業公社、農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から、全面農作業受委託さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 市農業公社及び農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

市農業公社及び農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん

窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

本市は、第3の2に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携の下、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

就農希望者からの相談に応じるとともに、必要に応じて管理している希望者の情報を関係機関・団体へも提供する。就農相談の際に求められる各種情報については、当該情報を持つ関係機関・団体等と連携を図り、就農希望者に対して速やかに提供する。

また、研修希望者に対しては、市認定農業者等の先進農家を紹介し、農業体験ができるようにするなど受入環境の整備を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

就農前後のフォローアップ、巡回指導等を行うことにより、新規就農者の営農状況を把握し、指導支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

また、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域内の農業者との交流を深めるとともに、「地域計画」の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、市農業後継者クラブへの参加を促すとともに、市認定農業者会との交流の機会を設ける。

経営力の向上に向けた支援として、県央農林事務所経営・普及部門や、農業協同組合と連携し、経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供や直売所への出荷の促進などにより、きめ細やかな支援を実施する。

青年等が就農する地域の「地域計画」との整合に留意しつつ、基本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、経営力の向上および確実な定着を図る。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、本市、茨城県新規就農相談センター、技術や経営ノウハウについての習得については、市農業公社、茨城県農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては、県央農林事務所経営・普及部門、農業協同組合、市認定農業者会、市農業公社、農地の確保等については、市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、国営緊急農地再編事業、畑地帯総合整備事業等による農業生産基盤の整備によって大区画化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営

発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、経営所得安定対策の推進により、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用（ブロックローテーション）を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 本市は、農業集落排水事業の実施等を促進し、定住条件の整備を通じて農業の担い手確保に努める。

エ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、市農業委員会、市議会、県央農林事務所経営・普及部門、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体の役職員等をもって構成する市農政推進協議会において農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

② 農業委員会等の協力

市農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第５ その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付則 この基本構想は公告の日から施行する。

別紙1（第4の2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は、原則3年又は6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが相当でない認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業（旧法第4条及び第18条）の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業（旧法第4条及び第18条）の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業（旧法第4条及び第18条）の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の②の3と同じ。</p>	Ⅰの③に同じ	Ⅰの④に同じ

III 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 作目等毎に，農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において，受託経費の算定に当たっては，農業資材費，農業機械施設の償却費，事務管理費等のほか，農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃，報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ</p> <p>この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と，「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には，受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農業生産法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

